

事業主と共同で使用する個人情報について

当健康保険組合は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。

なお、個人情報保護法第23条第4項第3号において、「(1)個人データを共同で利用すること、(2)共同で利用される個人データの項目、(3)共同で利用する者の範囲、(4)利用目的及び、(5)個人データの管理責任者の氏名・名称について、本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、当該個人情報(個人データ)の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報(個人データ)を提供できることとされています。

したがって、法律で求められている①個人データを共同利用する趣旨、②共同して利用する個人データの項目、③共同利用者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤データ管理責任を有する者について、次のように公表いたします。

1. 個人データを共同利用する趣旨

事業主と組合が共同して健診(特定健康診査を含む)及び事後指導を実施することや、健診データの分析及び分析結果の保健事業への展開が、被保険者及び被扶養者等の健康管理を推進する上で効率的、効果的である為、共同利用として実施する。

2. 共同して利用する個人データの項目

1. 本人情報（氏名、性別、生年月日、職員番号、所属部署、住所、電話番号、標準報酬月額、標準賞与、事業所貸与メールアドレス、扶養認定等に必要な被扶養者情報）
2. 健康保険組合が保健事業として実施している健診（定期健診、人間ドック等）の受診者の情報（記号、番号、氏名、生年月日、性別、年齢、住所、電話番号、事業所貸与メールアドレス、事業所名称、社員コード、健診受診日、健診予約日、健診機関名、健診実施項目、健診の結果数値、所見、問診、指導内容等）
3. 健保組合同規約第8章「保険給付」に基づく給付金支払いの振込処理を行うため、被保険者の給付金支払処理を行うための振込口座情報（銀行名、支店名、預金種類、口座番号）

3. 共同利用者の範囲

健康保険組合、事業主、産業医、保健師、委託先事業者

4. 利用する者の利用目的

健保組合において、健康保険法に定められた健保組合の業務（資格の取得・喪失等）及び保険給付、保健事業等を円滑かつ正確に遂行するため。

被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進のための健診と事後の保健指導、健康相談等への利用及び事業の評価・分析並びに産業医等との情報交換。特定健康診査該当者の定期健康診断結果を特定健康診査データとして使用すること。

5. 個人情報の管理について責任を有する者

健保組合、理事長、常務理事、事業主